

富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市省エネルギー機器等導入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、本市の家庭部門の脱炭素化の推進に向けて、省エネルギー機器等（以下「補助対象機器」という。）の普及促進を図るために、別表第1の機器を導入した者に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助対象機器を設置した市内の住宅に居住している個人又はペレットストーブを市内の事業所等に設置した個人事業主及び法人であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 同一の補助対象機器に対し、他の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 富山市ZEH導入補助金の交付申請を行っていないこと。ただし、別表第1に定めるペレットストーブの申請については、この限りでない。
- (5) 市が実施する「チームとやまし」に登録すること。
- (6) 富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条に規定する暴力団員でないこと又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象機器及び補助金の額)

第4条 補助対象機器及び補助金の額は、別表第1のとおりする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）

は、別に市長が定める期限までに、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の交付申請を、それぞれの補助対象機器ごとに先着順に受け付けるものとする。

3 市長は、提出された交付申請の補助金の額が予算の範囲に達した日又は予算の範囲を超える日をもって申請の受付を停止できるものとし、受付を停止する日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受け付けた申請に係る補助金の交付額の合計が予算を超えない範囲で受け付ける者を決定できる。

（交付の決定等）

第6条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続を併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して必要な条件を付すことができる。

（補助申請者の協力）

第7条 補助申請者は、市長から補助事業の効果検証及び市が取り組む脱炭素化の推進に係る事項について協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（処分の制限）

第8条 補助申請者は、第6条第2項に規定する通知の通知日から6年を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、当該補助対象機器の処分（譲渡、交換、貸付け、廃棄、担保に供することその他の補助金の交付目的に反する行為をいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 補助申請者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ富山市省エネルギー機器等導入補助金財産処分承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、

処分を承認することと決定したときは、富山市省エネルギー機器等導入補助金財産処分承認通知書（様式第4号）により、補助申請者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該補助対象機器を処分する場合は、この限りでない。

- 4 前項の規定により補助金の返還を求めるときは、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16.06.10会課第5号、平成16年6月10日付け大臣官房会計課通知）を準用し、残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第10に基づく定率法で算出する。（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による交付の決定を富山市省エネルギー機器等導入補助金交付決定取消通知書（様式第5号）にて取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助申請者が、第3条第6号に該当することが判明したとき。
- (5) 前条第3項の承認を受けないで補助対象機器を処分したとき。
- (6) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

（補助金の経理）

第10条 補助申請者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後6年間保存しなければならない。

（調査）

第11条 市長は、補助金に係る予算の適正な執行を期するため、必要に応じて、補助対象機器の状況等について、調査することができる。

（細則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月11日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第4条関係）

補助対象機器	補助対象となる経費及び上限額	補助要件
定置型蓄電池	機器の導入にかかる設備費及び工事費の合計額。ただし、1件当たり5万円を上限とする。 （子育て世帯又は若者夫婦世帯に属する場合は、上記補助金額に加え定額3万円を交付する。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4kWh以上の容量であること。 ・ 定置型であること。（ポータブル不可） ・ 太陽光発電システムを既に設置していること。又は同時に設置すること。 ・ 蓄電ユニットの増設及び設備改修でないこと。
家庭用燃料電池 （エネファーム）	上記補助金額に加え定額3万円を交付する。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市ガス・LPガスを燃料として使用し、発電・排熱利用を行うシステムであること。 ・ 機器の増設及び設備改修でないこと。
ペレットストーブ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 木質ペレットのみを燃料とすること。 ※薪を燃料として利用できない構造であること。

備考

- 1 いずれの機器も、保証開始日が補助申請年度の前年度3月1日から補助申請年度の2月末までであることを要件とする。
- 2 子育て世帯とは、補助申請年度の4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯のことをいう。
- 3 若者夫婦世帯とは、補助申請年度の4月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下である世帯のことをいう。

別表第2（第5条関係）

補助対象機器	添付書類
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー機器等導入補助金交付申請書 明細書 ・工事契約書の写し ・領収書の写し ・補助対象設備のカラー写真 ・保証書の写 ・補助対象設備等のカタログの写し ・設置場所の地図
定置型蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書（原本） ・住民票の写し（原本） ・太陽光発電システムのカラー写真
家庭用燃料電池 （エネファーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書（原本） ・住民票の写し（原本）
ペレットストーブ	申請者が個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書（原本） ・住民票の写し（原本）
	申請者が個人事業主の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の確定申告書の写し
	申請者が法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書（原本） ・登記事項証明書の写し